

後期高齢者医療被保険者証

有効期限

交付年月日

被保険者番号

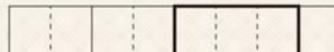
被 保 險 者	住 所	見本	
	氏 名		
	生年月日		

資格取得年月日

発効期日

一部負担金の割合

保険者番号
並びに保険者
者の名称及
び印



群馬県後期高齢者医療庁
前橋市大渡町一丁目七番地7
電話番号 (027) 253-7171

見本

注意事項

- この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村に届け出してください。
- 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市町村に提出して、保険者の検認又は更新を受けてください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
- 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。

備考

臓器提供に関する意思表示欄

1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。

【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

〔特記欄：〕

署名年月日：_____年_____月_____日

本人署名
(自筆) _____ 家族署名
(自筆) _____